



しろさと 農業委員会だより

第18号

平成28年8月15日発行

編集

農業委員会運営委員会

発行

農業委員会事務局

会長あいさつ



城里町農業委員会

会長 長谷川 毅

日頃より、当委員会の活動・運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜っておりますことに厚くお礼申し上げます。

四月の熊本地震の影響で災害に合わせ被災された皆様に謹んでお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。当委員会においても義援金を送付する運びとなり全国農業会議を通して行わせていただいたところです。

災害はいつどこで起こるかわかりませんが、日頃の備えが大切です。

さて、本年四月一日より改正農業委員会法が施行され農業委員の公選制廃止し、町長が議会の同意を得て農業委員を任命する選任制へ改正がされました。また、新たに「農地利用最適化の推進」に関する事務が新設され、農地利用の最適化の推進のための活動を行う農地利用最適化推進委員を置き、農業委員と伴に活動することになります。本町においては、経過措置といたしまして平成三〇年二月一日から新体制となるため、本年度には新制度による委員定数等が確定されることとなります。

新たな制度になることにより優良農地の確保、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等数多くの課題に対して、地域農業を守るために農地中間事業を利用しながら現制度以上に農業者等の代表者として活動していくこととなります。

結びに、今後とも、本会に対し皆様方の一層のご支援・ご協力をお願い申し上げます。

農地パトロールについて

今年の農地パトロールは、7月から8月にかけて荒廃農地調査と併せて、各農業委員が現地調査を実施しております。農地パトロール・荒廃農地調査は農地の現況を把握するとともに、荒廃農地の指導や利用意向調査を行うための大切な調査となっております。調査にあたりまして皆様のご理解ご協力をお願いいたします。



▲ 農地パトロールの様子

農地を住宅用地や資材置き場、駐車場、山林等の農地以外の用途に転換したい!!これを**農地転用**といいます。

(一時的なものを含む)



農地を転用するには許可申請が必要です。詳しくは、農業委員または農業委員会事務局にご相談ください。

<主な内容>

- ・会長あいさつ 1
- ・農地パトロールについて 1
- ・農地転用申請について 1
- ・農業者年金について 2
- ・農地等の賃借等情報 2
- ・H27年度荒廃農地調査結果 3
- ・中間管理機構の活用について 3
- ・農地の適正な使用について 4
- ・農地の相続について 4
- ・納税猶予について 4
- ・H27年度農地法等申請件数 4

農業者年金に加入して安心して豊かな老後に備えましょう！

農業者年金は、農業者のための、より安定した老後を過ごすための、国民年金（基礎年金）の上乘せ年金であり公的年金です。

次の3つの要件を満たす農業者なら、どなたでも加入できます。

◆加入要件

- 20歳以上60歳未満の方
- 国民年金第1号被保険者（保険料免除者を除く）
- 年間60日以上農業に従事する方

◆農業者年金の特徴とメリット

- ① 自分で積み立てる積み立て方式。
- ② 保険料は自由に選択（月額2万円から6万7千円の間で千円単位）できます。
- ③ 80歳までの保証！終身年金です。
- ④ 税制面でも有利です。



加入者は
全国で**11万4千人**
(平成27年3月31日現在)

農地の貸借等情報 H28.5.31現在

後継者不足、高齢化による農地の貸付・売却を希望する農地が年々増加しています。

下表は、昨年の農地法第30条調査で貸し手・売り手を希望する、とあった農地の情報です。

常北地区

大字	地目	面積 (㎡)
石塚	田	52,880
	畑	289,700
那珂西	田	107,627
	畑	197,193
上泉	田	32,654
	畑	25,812
増井	田	105,073
	畑	101,850
磯野	田	58,870
	畑	144,253
上入野	田	162,345
	畑	162,326
上青山	田	28,511
	畑	45,270
下青山	田	24,632
	畑	42,642
春園	田	32,539
	畑	102,909
小坂	田	35,002
	畑	18,683
勝見沢	田	30,047
	畑	45,213
上古内	田	48,614
	畑	30,141
下古内	田	44,809
	畑	77,851

桂地区

大字	地目	面積 (㎡)
上坏	田	75,088
	畑	70,776
下坏	田	58,924
	畑	89,869
粟	田	66,929
	畑	69,835
北方	田	43,745
	畑	165,651
高久	田	33,907
	畑	174,669
錫高野	田	46,918
	畑	87,560
孫根	田	24,965
	畑	98,014
岩船	田	18,332
	畑	19,318
高根	田	14,513
	畑	90,687
阿波山	田	85,119
	畑	96,471
下阿野沢	田	24,388
	畑	47,101
上阿野沢	田	57,124
	畑	64,499
御前山	田	12,760
	畑	52,782

七会地区

大字	地目	面積 (㎡)
徳蔵	田	43,745
	畑	165,651
小勝	田	48,339
	畑	12,247
塩子	田	40,100
	畑	18,097
下赤沢	田	19,965
	畑	21,732
上赤沢	田	17,988
	畑	38,267
大網	田	16,478
	畑	5,135
真端	田	1,928
	畑	1,120

借受・購入希望の方は
農業委員会までどうぞ!!

農地法の申請等の受付締切日は

毎月10日です!!

定例総会は、

毎月25日です!

(受付締切日、定例会総会とともに、土日祝日にあたる場合は翌開庁日)

平成27年度荒廃農地全体調査結果

昨年度の荒廃農地の調査結果は以下の表のとおりで、町内全農地（2,895ha 29,981筆）のうち218ha発生しており、全農地に占める割合が7.5%であることが分かりました。

項目	全農地面積		荒廃農地		全体農地に占める割合	
	面積 (ha)		面積 (ha)		面積 (ha)	
地目別	田	1,265	田	97	田	7.7%
	畑	1,630	畑	121	畑	7.4%
	計	2,895	計	218	計	7.5%

※参考

年度別荒廃農地面積の推移

単位：ha

年度・地目	田	畑	計
平成25年度	77	117	194
平成26年度	78	116	194
平成27年度	97	121	218

「荒廃農地」とは？

荒廃農地調査において、「現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能になっている農地」とされています。

耕作放棄地を再生するために10万円以上の経費が掛かる場合、1/2の5万円が交付されます。（ただし、5年以上、作物を栽培しなければなりません。）

詳しくは、町産業振興課へお問い合わせください。

農地中間管理機構を通した農地の貸し借りをお勧めします！

農地中間管理機構とは？

農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るため、農用地等を貸したい農家（貸し手）から農用地を預かり、農用地を集積・集約化し、担い手農家（担い手）へ農用地の貸し付けを進めるための組織です。



担い手さんのメリット

- 機構から借り受ければ、地代の支払いは機構に一本化。
- 10年間の計画的な作付けが可能になります。

出し手さんのメリット

- 地代は機構から確実に支払われます。
- 貸付満了後、農地は確実に戻ります。

※貸付希望土地の状況確認の結果、借り受けできない農地もあります。



田畑から出る際は、農耕車両についた土や泥を落としましょう

道路に落ちた土や泥のかたまりは、歩行者の通行の妨げや車の交通事故の原因につながり危険です。また、道路は、みんなで使うところであり、土泥の散乱の様子は環境美化の点でも大変気になるものです。

やむを得ず、道路に土や泥を落としてしまった場合は、速やかにスコップ等で取り除き道路の清掃をお願いします。



H27年度農地法等申請件数 (平成27年4月～平成28年3月)

農地法第3条(農地を売買、贈与、貸借等)

件数	面積(m ²)
37	77,439

農地法第4条(所有者が自らの農地を転用)

件数	面積(m ²)
12	5,904

農地法第5条(所有者以外の者の農地を転用)

件数	面積(m ²)
19	21,204

農地改良届

(農地に盛土等を行い利用価値を高めること)

件数	面積(m ²)
0	0

農業経営基盤強化促進法による利用権設定

(農地の貸借)

件数	面積(m ²)
59	395,508

農地を相続したら届出を

相続等により農地の権利を取得した場合には、農地のある農業委員会へ届出が必要です。

〈届出する方〉

相続(遺産分割及び包括遺産を含む)、法人の合併・分割、時効等で農地の権利を所得した方

〈届出書類〉

農地法第三条の三第一項の規定による届け出書

農地の納税猶予を受けている方へ

相続税及び贈与税の納税猶予制度を受けている農地について、適正利用を厳格化する旨国から通知されています。

今後、適用農地が荒廃農地等の状態となった場合には、納税猶予が打ち切となり、猶予を受けていた税額の全部または一部と利子税を納付することとなりますのでご注意ください。こうならないためにも、草刈りの定期的な実施等、農地の適正な管理を行ってください。

編集後記

今年も早いもので八月中旬、毎日暑い日が続きます。どうか田畑仕事をされる際には、水分をよく取り、体調管理には充分お気を付けてください。皆様の育てた野菜や米がどのようになっているのかも楽しみです。

さて、近年、遊休農地が増え続けています。原因としては高齢化、過疎化による人手不足で、担い手が減ってきていることが挙げられます。遊休農地が増えると、隣接地や周辺地域にも害虫・鳥獣被害が及ぶこととなります。農地をお持ちの方には、農地の適正な管理をお願いしております。

農業委員会としても、遊休農地の状況を把握し、遊休農地の解消に向けた情報提供をし、皆様のお手伝いが出来ればと思っております。



城里町農業委員会事務局

〒311-4391

城里町石塚1428-25

電話 029-288-3693

FAX 029-288-2362